

令和 8 年度 松山市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等

(1) 物品

事務用品，食料品，小物雑貨，その他の物品等

(2) 役務

清掃・剪定作業，情報処理業務，封入作業等のその他のサービス・役務等

2 調達の目標

(1) 物品 250 万円以上

(2) 役務 1,800 万円以上

3 調達を推進する障害者就労施設等

(1) 障害者支援施設

(2) 地域活動支援センター

(3) 就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，生活介護事業所

(4) 小規模作業所

(5) 障害者雇用促進法の特例子会社

(6) 重度障害者多数雇用事業所

(7) 在宅就業障害者

(8) 在宅就業支援団体

4 調達の推進方法

(1) 障がい福祉課は，障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について収集した情報を整備するとともに，各課等の優先調達推進員に提供し，全庁的に積極的な推進を図る。

(2) 障がい福祉課は，障害者就労施設等に対して適切な情報発信をはじめ，物品や役務の質の確保や品目等の拡大など，調達の拡大促進に向けて取り組む。

(3) 障がい福祉課は調達方針や調達実績を全庁的に周知するとともに市ホームページに公表する。

(4) 各課等においては，障がい福祉課及び優先調達推進員からの情報に基づき，調達可能な物品や役務について積極的な調達に努める。

5 調達推進に関する基本的な考え方

松山市の全ての部局等で、可能な限り幅広い分野からの調達に努めるとともに、調達の効果的な実施や予算の適正な執行に努める。